

海上保安レポート 2017（概要）

○ トピックス 「海上保安の一年」（P4～P12）

- 0 1 重要性が増す海上保安業務の体制を強化するために！
～海上保安体制強化に関する方針の決定～
- 0 2 我が国の海を断固として守ります！
～我が国の尖閣諸島周辺海域における中国公船・中国漁船
に対し、冷静に、かつ、毅然と対処！～
- 0 3 伊勢志摩サミットへの対応
- 0 4 西之島周辺海域の海図作成のための調査
- 0 5 プレートの固着分布が明らかに！！
- 0 6 海上保安政策課程～世界初の海上保安分野の修士課程～
第 1 期生卒業
- 0 7 新天地での活躍に期待！！マレーシアへ巡視船供与
- 0 8 フィリピン大統領による海上保安業務視察
- 0 9 北海道・東北地方における台風被害への対応
- 1 0 過去最大量となる覚醒剤の密輸入事件を摘発！！
- 1 1 北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応
- 1 2 「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」が可決成立
- 1 3 東京湾海上交通センター発足 40 周年
- 1 4 はばたけ、若人！ 海上保安学校・海上保安大学校卒業式

○ 特集 平和な海の継承～海上保安庁の使命～（P13～P28）

I 我が国周辺海域を取り巻く情勢

1 尖閣諸島周辺海域における領海警備

尖閣諸島周辺海域では、平成 24 年 9 月以降、中国公船が荒天の日を除きほぼ毎日接続水域を航行しており、領海侵入する事案も発生しています。平成 28 年 8 月には、中国漁船に引き続く形で中国公船



が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入を繰り返す事案が発生するなど、情勢は依然として予断を許さない状況にあります。また、中国公船の大型化・武装化・増強も確認されており、尖閣諸島をめぐる状況はいっそう厳しさを増しています。

このような厳しい状況の中でも、海上保安庁は、領土・領海を断固として守りぬくとの方針の下、法執行機関として、国際法や国内法に基づき、冷静に、かつ、毅然とした態度で対応しています。

2 外国海洋調査船への対応

近年、我が国周辺海域では、外国海洋調査船による我が国の事前の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動が多数確認されています。海上保安庁で



は、こうした活動を早期に発見し、対応できるよう、巡視船艇・航空機による警戒監視等を行い、我が国の海洋権益の保全に努めています。

3 外国漁船による違法操業等への対応

我が国の領海やEEZでは、将来にわたる水産資源の安定的な供給を維持するため、外国漁船による操業が規制されているほか、EEZでは周辺諸国等との間に各種漁業協定が結ばれ、これに基づくルールが定められています。しかし、ルールに従わない悪質な外国漁船による違法操業により、我が国の貴重な水産資源が乱獲される事案が後を絶ちません。海上保安庁では、我が国の領海やEEZの漁業秩序を維持すべく、厳格な監視取締りを行うとともに、関係省庁とも連携し、外国漁船による違法操業の根絶に努めています。

4 北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射への対応

北朝鮮は、平成28年には2回の核実験を実施するとともに、20発以上の弾道ミサイルを発射し、この弾道ミサイルの中には、日本海上の我が国EEZに落下したものもあると推定されています。こうした弾道ミサイルの発射は、我が国周辺海域を航行する船舶にとって重大な危険を生じさせうる行為であることから、海上保安庁では、ただちに航行警報や海の安全情報等によ

り船舶への情報提供を行うとともに、巡視船・航空機による安全確認を実施するなど、状況に応じ適切に対応しています。

また、日本政府は北朝鮮への制裁措置を強化しており、海上保安庁では関係省庁とも連携し、こうした措置の実施にも万全を期しているところです。

5 海洋境界をめぐる主張への対応

近年、東シナ海の我が国周辺海域において、二国間の地理的中間線を越えた一方的な境界画定を主張している国があります。

沿岸国は、国連海洋法条約の関連規定に基づき、領海基線から200海里までのEEZ及び大陸棚の権原を有していますが、東シナ海をはさんで向かい合っている日中・日韓それぞれの領海基線間の距離は400海里未満ですので、双方のEEZ及び大陸棚が重なる部分について、相手国との合意により境界を画定する必要があります。

海上保安庁では、我が国の海洋権益を確保するため、外務省等と協力・連携し、他国による日本とは異なる境界画定の主張に対応するために必要な海洋調査を計画的に実施していきます。

II 海上保安体制強化に関する方針

1 海上保安体制強化に関する方針の決定

海上保安庁では、従前から、全国の海上における不審事象、不法行為等に隙のない対応を行うため、尖閣諸島周辺海域における領海警備体制の強化をはじめ、戦略的海上保安体制の構築を進めてきました。

一方で、「I 我が国周辺海域を取り巻く情勢」でも取り上げたとおり、我が国周辺海域を巡る状況はいつそう厳しさを増しており、こうした状況に対し、海上保安庁の「海上法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の3点の強化を図る必要があったことから、平成28年12月21日、「海上



保安体制強化に関する関係閣僚会議」が開催され、「海上保安体制強化に関する方針」が決定されました。

2 体制整備

「海上保安体制強化に関する方針」の決定を受け、今後、海上保安庁では尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進め、その他については、段階的に必要な体制整備を進めていくこととなります。海上保安庁では、こうした体制を整備することにより、国民の皆様が安全・安心して暮らすことができる

平和で豊かな日本の海を次世代へ引き継いでいけるよう、守り抜いていきます。



○ 海上保安官の仕事 (P29～P52)

海上保安官には、巡視船艇での海上勤務だけでなく、本庁や管区等での陸上勤務や各国大使館等での海外勤務等のさまざまな活躍の場があります。

このような様々な舞台で活躍する海上保安官の仕事の魅力について、業務や現場の海上保安官の声を紹介するとともに、女性海上保安官の活躍についても取り上げています。

また、その海上保安官を養成する海上保安大学校等の教育機関や入庁後のキャリアパス等も紹介しています。



○ 海上保安庁の任務・体制 (P53～P60)

海上保安庁の任務と体制について、その概要を紹介しています。

○ 本編 (P61～P132)

1. 治安の確保

テロ、密漁、密輸・密航、不審船、海賊対策等の海上犯罪の現況と対策について紹介しています。

2. 生命を救う

海難救助の現況や海難救助体制、自己救命策確保の推進について紹介しています。

3. 青い海を守る

海洋環境保全対策や海上環境事犯への対応について紹介しています。

4. 災害に備える

事故災害対策や自然災害対策について紹介しています。

5. 海を知る

海洋調査や海洋情報の提供について紹介しています。

6. 交通の安全を守る

海難の現況と対策、ふくそう海域や港内等における安全対策、航行の安全のための情報提供等について紹介しています。

7. 海をつなぐ

諸外国の海上保安機関との連携・協力等について紹介しています。

○ 語句説明・索引／図表索引 (P133～P140)

○ 資料編 (P141～P151)

